

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成 25 年 4 月 3 日（水）14:00～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、時間になりましたので、只今より原子力規制委員会の定例の会見を始めたいと思います。

今日は特に委員長から御発言はございませんので、只今から皆様方の御質問をお受けしたいと思います。いつもながら質問のある方は挙手をして、マイクが届いてから所属とお名前をおっしゃって、それから質問をお願いしたいと思います。それでは、質問のある方、挙手をお願いします。どうぞ。

○記者 青森の東奥日報社のアベと申します。核燃料施設の新規制基準についてです。先日、規制庁から日本原燃と RFS（リサイクル燃料貯蔵株式会社）に対して、その 12 月の規制基準施行前には使用前検査を見合わせるという旨が伝えられたと思うのですが、再処理工場と中間貯蔵施設は 10 月操業、10 月完工を目指している施設ということもありまして、使用前検査を行わないということは 10 月完工、10 月操業はできないという理解をしてよろしいのでしょうか。

○田中委員長 結論から言うと、そのとおりです。原子力発電所と同じで新しい基準ができることが前提で、それに基づいた審査ということになりますので、少し待っていただくということで事務的にもお伝えしたのだと思います。

○記者 今回、使用前検査を行わないという端的な理由をお聞かせいただきたいというのと、日本原燃と RFS は使用前検査を受検させていただいてほしいという要望を持っているようなのですが、そういう事業者の声に対して、委員長はどうとらえられているかということと、今後事業者にどう対応していくのかをお聞かせください。

○田中委員長 基準の策定は要するに原子力発電所以外のところについては、もう間もなく始まるわけで、できるだけ早くそれを作って、それに基いた審査をするということで望みたいと思いますし、発電事業者に対しても同じようなことをやっていますから、日本原燃にしる RSF にしろ、同じだと思います。

ただ、むつの方はまだホットになっていないので、そういったところについてはいろいろ準備をしていただくのは構いませんけれども、実際の使用前検査をきちんと使用許可を出すまでには至らないということだと思います。というのは、耐震とかそういうことも含めて、全部バックフィットがかかりますので、そういうことです。

○記者 最後に、基準施行後のことですが、いざ検査にかかった時にかかる時間についてなのですが、再処理工場と中間貯蔵施設と性格が違うので、かかる検査の時間も

違ってくると思うのですけれども、どの程度の時間を今の時点で委員長は見込んでおられるかを教えてください。

○田中委員長 今は分かりません。どういうチェックをしなければいけないのか、バックフィットによっては、物によってはすごく時間がかかるものも出てきますので、それは一概に今ここでは答えられません。

○司会 では、次の方はいらっしゃいますか。どうぞ。

○記者 佐賀新聞のコガといいます。今日 40 年を超えた原発の再稼働というか延長についての議題が上がっていましたが、その中でいくつか質問をさせてください。まず、脆性遷移温度に絡んでですけれども、こけは予測式に問題があるというのが基本的な前提なのではないかというのが、まず 1 点目。

2 つ目は、今日は特別点検をやるというお話が出ていましたけれども、この中で具体的なものがいくつかありましたが、新しいところでは母材まできちんと対応すると、点検をするという点が新しいのかどうか。仮にそうだとした場合、予測式がない段階でどのように可否、是非を判断していくのかというあたりを教えてくださいと思います。

○田中委員長 要するにシャルピー試験をやって、限界の方は若干予測式からいってという話を聞いていますが、細かい話はもう少し事務局に聞いた方がいいと思いますが、予測式がなければ判断できないかどうかということも含めて、今後検討しなければいけないと思います。

特別点検は、要するに母材というのは、今は压力容器の胴体部とかそういうところだと思いますが、今までも溶接部とかそういうところについてのいろいろな点検はやっていたようですが、今後は 40 年以上の運転ということで、実は最近ですけれども、ベルギーの炉で胴体部について少し、すが見つかったとかいうこともありますので、そういうところも含めてきちんと見ましようということかと思えます。

○記者 今の予測式の部分ですけれども、何かスケジュールのようなものはあるのでしょうか。

○田中委員長 詳細なことは私もよく分かりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、次の方、スガヤさん。

○記者 NHK のスガヤです。40 年以上の運転の認可制度ですけれども、委員長の受け止めとしては、これは事業者にとってはどのくらいのハードルを与えたという御認識でしょうか。

○田中委員長 40 年ですか。分かりませんが、一番大きいのはバックフィットではないかと思うんです。最新の規制基準に基づくバックフィットというのは例外なしに求めるということですので、それ以外の今、御質問のあった特別点検とか、そういったよ

うなものは点検ですから、それほど時間とかいろいろ工夫は要ると思いますけれども、一番大きいのはそちらではないかと思います。

- 記者 そうすると新安全基準にきちんと適合しているのかというのが、この制度のまず大前提にあるというようなお考えということではよろしいでしょうか。
- 田中委員長 そうですね。特に古い炉になると、例えば更田委員会などでもよく議論されているように、防火対策ができていないとか、そういったことが大分影響してくる可能性はあります。だから、それは事業者がどう受け止めて、どう対応するかにかかっていると思います。
- 記者 あともう一つ、今日申請を出してくる期間なども具体的に示されましたけれども、現在でも運転が 37 年を超えているようなプラントは複数あるわけで、どのくらいの審査のスピードで、1 年は必要ということでしたけれども、その体制というのは規制庁で確保できるとお考えでしょうか。
- 田中委員長 先日も申し上げましたけれども、今、現有の能力を最大限にフル活用しても 3 つくらいの同時進行しかできないですねということですから、何機を出してこられるかによりますけれども、それは自ずとたくさん一遍に出てくれば、その分は時間がかかるだけですね。
- 記者 最後にもう一点、今回の延長認可制度の議論ですけれども、これは委員会では何度か報告はありましたが、その過程というのは必ずしも公開ではなくて、内部で検討されていたと思いますが、そういった決め方というか、議論の在り方についてはどのようにお考えでしょうか。
- 田中委員長 非常に本質的な議論をするのだったら公開でやるべきなのではしょうけれども、今日お聞きになっても分かるように、バックフィットの内容自身は今までと同じですから、それはみんな公開でされていますし、高経年化対策も今までと同じで、どちらかというところちょっと加わったとしたら、特別点検で少しくこういうことも加えた方がいいのではないかとこの程度ですので、そんなに公開しなければいけないことではないと私は思っています。

- 司会 では、次の方は、ハマダさん。
- 記者 ロイターのハマダです。私も 40 年規制でお伺いします。アメリカだと 104 機のうち 73 機が 60 年運転が認められていますけれども、それは日本とアメリカではかなり事情が変わってくるのでしょうか。
- 田中委員長 結果としてどうなるかは分かりません。こちらで要求していることに対して、全部対応できていただいたとすれば、そういうこともあるかと思えます。
- 記者 委員長は以前に 40 年規制を突破するものは非常に少ないのではないかとおっしゃっていた記憶があるのですが、そうするとそれはもしかしたら、場合によってはアメリカみたいに 7 割くらいが延長可となる可能性もあるという見立てではよろしいのでし

ようか。

- 田中委員長 それは何とも、私は今は何も言えませんが、40年を超えて運転しようと思うと、今日も議論をしましたが、新しい規制基準にきちんと合うように持っていただくということになりますので、それでもやるというのが出てくれば、それはそれで何機になるかは分かりません。
- 記者 最後の質問です。40年が技術の寿命としてはそこそこの長さだと委員長は最初の会見でおっしゃいましたが、そこそこの長さだとあいまいな感じがして、それは妥当だというようなニュアンスを出しているのは分かりませんが、何でそれがそこそこ妥当なのかということについて、もうちょっと踏み込んだ説明をする必要があるのではないのでしょうか。アメリカでは7割が運転延長を認められているのだと主張した場合に、そういう見方にどう対抗するというか、どういうふうにそれに答えていくのかをお聞かせ願えますか。
- 田中委員長 まず、新しい法律で決まっているのが40年です。その状況に応じて1回に限って20年の延長を最大認めますということになっているんです。日本にとっては、アメリカがどうだということとは関係ないです。日本とアメリカとはいろいろな外的条件も違うし、いろいろな条件が違うのだから、アメリカが60だそうだから、日本がそうだという単純な議論ではない。私自身はそういう議論はしたくない。やはり日本は日本としての状況を踏まえて、20年延長をしても、ちゃんとそれで安全が守れるという判断ができるのだったらやりますけれども、アメリカがどうだからという議論をやるつもりは全くないです。
- 司会 それでは、次の方はいらっしゃいますか。アマノさん。
- 記者 産経新聞のアマノでございます。安全目標の今後のスケジュールについて伺いたいのですが、来週、事務局に案を求めて、最も早ければ来週に了承して、その後はどうするのかというところですが、事業者へのヒアリングとかパブコメをしたりとか、どういう形で最終的にまとめようとしているのでしょうか。
- 田中委員長 前から言っているように安全目標は、いわゆる規制基準ではありませんので、委員会としてこういうことで今後、仕事の1つの考え方の柱に置いていきたいと思います。という合意が得られれば、私はそれでいいのだと思っています。だから、来週ぐらいには大体、ほぼ今日事務局にもお願いしましたし、意見も整理できてきたように思いますので、一定の委員会としての合意は得られると思っています。
- 記者 安全目標の名宛人として事業者とかメーカーとか、いろいろ関係者があるかと思えますけれども、その辺に対してはどのように周知させるのでしょうか。
- 田中委員長 安全目標をどういうふうの実効的に規制基準に反映していくかは、今後の課題ですね。今すぐにそれをこうするという事までは、どこもそうだと思いますけれども、今日もちょっと出ていましたが、リスクインフォームドのそういう考え方を今、

初めて少しそういう意味で安全目標の議論という考え方を委員会として持ち込むことについて決めようとしているわけです。だから、今まで歴史的に、日本にとっては大変なことなんです。いろいろな議論をやってきて、本当に 10 年越しでやった議論でも決まらなかったという日本独特の文化がありますから、そういう中で私たちはそれではできないということで、安全目標という議論をずっとやらせていただいたわけで、事業者はやはりその議論をよく頭と体に染み付かせて、きちんと安全に向かって努力をしていただきたいということですね。私から申し上げているのは、それだけです。

○記者 前にも同じような質問があったら恐縮ですけども、やはり安全目標を先に議論した後に新規制基準という順番ではないかという批判があるわけですが、この辺は順番が逆という批判についてはいかがですか。

○田中委員長 それは一つの意見でしょうね。だったら今までの日本の規制基準は何だったんだということになります。もしその議論を押し通すのであれば、全て原子炉を止めて、安全目標から議論をして、規制をやって、それからゆっくりと原子炉をどうしましょうかという話になるだけです。

○記者 最後に確認ですが、今日は安全基準から規制基準という名称に了承されましたけれども、この名称については、いわゆる更田委員がやっている検討会合とか島崎委員がやっている検討会合、全てこれも新規制基準についての検討会合という形で、名称は統一されるということですか。

○田中委員長 そうです。統一しようということ。安全基準という言葉に、いろいろ発言しているとそういう言い方もするかもしれませんが、オフィシャルには規制基準ということにしましょうということで、今日決めさせていただきましたので、ちゃんとした書き物などが、みんなそうなるはずですよ。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、次の方。そちらの前から 4 番目の方。

○記者 新潟日報のヤマダと言います。

運転期間延長制度に関連してですけども、大規模地震等で被災したプラントは、その被災影響を反映した評価を行うことと内規であるのですが、これは現状で言うと具体名で言えば、やはり中越沖地震で被災した柏崎刈羽とか、そういったことを意識したものという理解でよろしいのでしょうか。

○田中委員長 具体的には、担当者の森下さんが来ているから。

○森下安全規制調整官 PWR 課の森下と申します。具体的なプラントはこちらの方で想定しているという状況ではないのですけれども、今回我々が一番の念頭に置いているのは、東日本大震災で地震等の影響で長期停止になっている発電所。それについても 40 年あるいは 30 年を迎えるプラントが出てきておりますので、そのものについての評価をするに当たっては、震災での地震の揺れの疲労の蓄積とか、そういうものをスタート点と

して劣化の評価をしてくださいというようなものを要求したいという趣旨で提案しております。

○記者 そうなると仮定的な話になって恐縮ですけれども、柏崎刈羽も大規模地震で被災しているということで、個別的で恐縮ですが、こういう被災影響を反映した評価を行うとなると、1号機、5号機、6号機、7号機は中越沖地震後に健全性評価を保安院（原子力安全・保安院）でやられて、一度また稼働して、今また止まっているという経緯があるのですが、改めてこういう健全性評価的なものを求めていくというイメージなのでしょうか。

○森下安全規制調整官 ちょっと確認をしなければということがありますけれども、柏崎については、まだ高経年化の対象になるような時期にはたしか至っていない発電所、若い発電所がまだ多いと思うので、今すぐそういう評価をしなければいけないというのを我々としては考えているものではありません。

事業者にもやってもらいたいということは、プラントの現状の今ある状況から将来の劣化を評価してくださいという、それを正確に伝えたいだけで、柏崎が仮に評価の時になって、その時にプラントには実際に中越沖地震の影響が部材などに残っているにも関わらず、それを外して、受ける前の状態で評価してくるのは、やめてくださいと。その評価はやはり正確ではないのでと。そういう趣旨であります。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 では、次の方。フナコシさん。

○記者 読売新聞のフナコシです。私も安全目標の件でいくつかお願いします。今日の議論ですけれども、来週、事務局でというお話だったのですが、基本的には10のマイナス4乗であるとか、そういった話で一応大筋では意見はまとまったという理解でよろしいんですね。

○田中委員長 私はそう理解しています。

○記者 それで改めてですけれども、安全目標を導入する一番の意義について、改めて教えていただけますか。

○田中委員長 前から更田委員も言っているし、今日も大島委員が言っていましたけれども、どんな基準を作ってもリスクが残っているという認識のもとに、そういったリスクをできるだけ低減化する活動というのか、そういう規制活動をやっていく上で、あるいは事業者が事業をやっていく上で、その時の基準になるような、基準というか前に申し上げたのは、一つのメルクマールになるようなものとして、とらえていただきたいということなんです。

今後の課題ですけれども、全体的にいろいろなリスク評価をやっていった時に、今日大島委員が言っていました、例えば10のマイナス3乗とか4乗になるということがあった場合には、どこにその原因があるのかというのが多分個々のプラントとか、いろ

いろな状況によって違ってくると思いますけれども、そういうことを見つけ出して、できるだけそういう弱点を潰していくという、そういうことをやっていくという、今後の安全を向上させるための1つの考え方として、安全目標を置きたいということだと思います。

○記者 先程、規制基準を安全目標にどう反映させるかが課題だとおっしゃっておられましたけれども、定例会の中でも、規制基準と安全目標は独立ではないという議論があって、先程島崎先生も目標よりも厳しく基準を作っているという感じで言及されたように聞こえました。つまり、今、言ったとおり、安全審査をパスした原発は、今後、事業者が評価をしなければいけなくて、例えばPSA（確率論的安全評価）などをやると思うんですけれども、これは策定中の規制基準を満たして安全審査がパスできれば、今のところ、安全目標を満たせるという考えになるんですか。

○田中委員長 そこはダイレクトに数値の上で議論するということではないと思いますけれども、インプリシットにはそういうことだと思います。

若干誤解があるといけないので、担当者が来ているから、ちゃんと説明してもらいましょう。

○栗原技術基盤課課長補佐 技術基盤課の課長補佐をしております、栗原でございます。

今、御質問があったのは、安全目標と規制基準は独立ではなくて、PSA、PRA（確率論的リスク評価）というものをやって、確率論的安全評価をやった結果、安全目標を満たせるのかどうかという点でございましたけれども、昨年度3月6日の第32回原子力規制委員会で、スパイラルの図を示しておりました。まさにこの図の中にあつた緑色の安全基準等がまず策定をされて、その後、事業者が安全性向上に向けた取組を実施して、更に事業者が安全性向上のために自らの評価を行う。これは平成25年12月までに施行される原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）にあります、当該原子力発電所の安全性について、自ら評価しなければならない、そして、その結果を公表するものとする規定をされております。

そういったものを踏まえて、再び安全基準等へ反映をされて、その際には、安全目標と照らし合わせて、原子力規制委員会は安全性向上のために必要な規制基準等の見直しを行うという旨を第32回にも議論しているところでございます。

以上です。

○司会 よろしいですか。

○記者 ざっと説明していただいて、要するに、もしだめだったら、当然規制にも問題がある。数字の話になってしまいますけれども、それが甘ければ、規制側ももう一回改めますということを多分おっしゃったと思うんですが、それはそれで原則論としては分かるんですけれども、そうではなくて、更田さんは、例えばフィルターベントをすれば、100分の1になるので、狙ったものは大体いいかなとか、要するに今回の安全目標を結構意識して作られているということも感じられたんですが、その点はそういう理解でい

いのか。ざっくりとそういう質問です。

○田中委員長 そういうことで、今日は更田さんに紙を用意してもらって、おおよそそんなところを言っていますということで、説明をしてもらったので、おっしゃるとおりだと思います。

細かい数値がどこにあるのかとか、各国のプラントがどうだということまでは、まだいっていないんですが、大枠として、今、提案している規制基準は、そういうところを大体達成できるということで、今、そういう認識ではいます。

○司会 よろしいですか。次はカワイさん、どうぞ。

○記者 日経新聞のカワイと申します。

安全目標について引き続きお伺いしたいんですが、今日の委員会でも100テラベクレルであるとか、100万年等、数字での定量的な目標のお話が出ましたけれども、なぜ定性的な目標ではなくて、ハードルが高いと思われる定量的な目標を掲げると考えられたのかということをお教えください。

○田中委員長 ある程度定量的なところを言わないと、今後、実際に評価をしていった時に、PSA、PRAとか、そういうことをやっていった時に、比べるべき基準がないと、水かけ論的になってしまいます。

国際的な基準も、第1回目か第2回目の議論の時に下させていただきましたけれども、大体皆数値を掲げてやっている。やっていない国もあるんですけども、おおむね大体あいうものを出してやっているということで、それに倣っているところもあります。

○記者 今の安全目標の説明だと、先程事務局からもありましたが、弱点を見つけて、安全をスパイラル上に向上していくみたいな御説明だと思うんですけども、逆に見ると、安全目標はどこまで安全を求めれば十分なのかという意味にもとれると思います。How safe is safe enough? でしたか、例えば物すごく小さい隕石落下とか、地球が割れてしまうとか、そこまで対処すべきかということ、それは余りにも確率が小さいからいいだろう。ここまで低い確率を求めれば十分だというのが、安全目標のもう一つの姿ではないかと思うんです。そういう説明を余り聞かないんですけども、その辺りはどうしてなのでしょう。

○田中委員長 前に近藤先生（原子力委員会委員長）などがやられた議論の中では、かなり細かく他のリスクとの比較をしながら、10のマイナス5乗とか、そういう値を出しています。だから、数値が勝手に頭の中の産物というよりは、他のリスク、普通のリスク、比較的一般的なリスクよりは、何百分の一とか、千分の一などになるように、原子力の安全は保てるようにしましょうというところに安全目標の根本がありますので、あの報告書を見ていただければ、大体分かるかと思います。

○記者 諧謔的な言葉かもしれませんが、安全向上の作業をどこで打ち切るかというのが、安全目標の1つの姿でもあると、近藤先生が時々おっしゃっていました。安全

目標というのは、ゼロリスクみたいな、安全をどこまでも追及すべきだということへの反論の1つだともとれるんですが、そういうこともきちんと説明していくべきではないかと思うんですけども、その辺りはどうされる御予定でしょうか。

○田中委員長 ゼロリスクというのはないんだ、それを求められても無理ですと、要するに私どももはっきりと万歳しているんです。ですから、逆に言うと、どの程度のリスクまで社会が受け入れられるのかということが、1つの基準になってくるんだと思います。

どこまでやっても終わらないのではないかということですが、定期的にそういう評価をして見直すことは大事なことだと思います。技術はいろいろ変わりますし、知識も増えてきますので、それによって、同じものでも結果が変わってくるかもしれないので、そういったことを含めて、見直し作業ができるようにしていきたいということです。

○司会 次はオオムラさん、どうぞ。

○記者 東京新聞のオオムラです。

40年規制の関係なんですけれども、基本的に延長というのは、例外的な措置だと私どもは思っています。延長を認める基準自体なんですけど、他の規制基準は、何々のものが何々でなければならないという規制の要求の仕方になっているわけです。そう考えると、これも原子炉容器に割れないこととか、欠陥がないこととか、そういうことを具体的に決めると思っていたんですが、そういう書き方になっていないのはなぜでしょうか。

○森下安全規制調整官 PWR課の森下です。今日の説明資料でも書いておりますけれども、技術基準としては、今、バックフィット基準に適合していることに加えて、延長期間で劣化を考慮しても、基準に適合していることというのが、判断の基準です。

今、おっしゃったのは、具体的に設備はいろんなものがあって、劣化の評価の方法、それを評価する手法がありますので、それに照らして技術的に判断をする。子細のところについては、先程も申し上げましたけれども、これまで学協会の高経年化でやってきた規格、我々が指示文書などで、健全性の維持の評価などで出しているものを使って判断をする。そこまで落ちてくることになります。大もとの延長期間を踏まえても、新基準に適合していることというのが、それをまとめた基準になります。

○記者 電力会社に評価を上げてこいということだと思いますけれども、それを規制委員会が審査をするということだと思いますが、審査をする場合、評価に対して、規制委員会としては、評価が妥当かどうか、どのようにコンファームするつもりなのか。やり方がどうかではなくて、実際に数値が合っているのかどうかとか、そういうことをどうやって確認するつもりなんですか。つまり再計算などをするつもりがあるんですかということですか。

○森下安全規制調整官 具体的な審査のやり方は、これから固めていくことになってきますけれども、基本的にはこれまで十数プラントやっけてきている高経年化技術評価で、我々事務局、JNES、保安院の時には、意見聴取会という形をとっていましたが、専門家

の意見も聞きながら判断をしていく、そういうやり方になるかと思いますが、これからそれについては検討していくということでございます。

○記者 委員長に伺いたいので、委員長にお願いしたいんですが、今、言ったように、具体的な数字とか評価方法などは、学協会規格を使うということですが、学協会規格と言う以上は、学協会、つまり原子力学会がこれに関わってくると思いますが、原子力学会自体は、40年規制に反対しているんです。つまり40年規制は非合理であると言っている組織が作ってくる評価方法なり式というものが、十分に保守的かどうか、安全側に立っているかどうかという問題があるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員長 学協会規格というのは、原子力学会よりも、どちらかというと、機械学会が中心です。

それから、残念ながら、日本の規格というよりは、アメリカの規格をそのまま日本に1回持ってきて議論して、それをあたかも学協会規格と言わざるを得ないぐらい、日本は規格基準を作るだけの研究的なベースが弱まっているんです。だから、そういうこともちょっと頭に置きながら、今後、学協会規格をどういうふう到我々が使っていくかということについては、まだ結論を出していないんです。

保安院時代は、ある程度そういうものも積極的に使うという方向できていて、その方が、いろんな意味でアクティブにできるし、研究活動とか、いろんなことをやる上では非常にいいんです。私はそういうものをきちっと使うべきだとは思いますが、本当にそれでいいかどうかということについては、もう一回立ち止まって、よく検討して、使っていこうということで、今、事務局とも相談しています。

○記者 つまり今回のようなことで、学協会規格を使うということは、ア priori に、今までの高経年化でやっているような評価方法をそのまま使うわけではない、そういうこともあり得るということによろしいですか。

○田中委員長 細かいことはともかく、そのまま使うということは、今までもやっていないと思います。学協会規格の使えるものを使うということであって、学協会規格がこうだから、それに則っていればいいということではないと思います。

細かい状況は私も把握していませんけれども、どうなんですか。

○森下安全規制調整官 中性子照射脆化の高照射量領域については、学協会が使えない部分があるということで、現時点でもこの部分は違うやり方でやるということを提案しております。委員長がおっしゃったように、無批判にそのまま持ってくるのではなくて、技術的にちゃんと妥当性を確認した上で、審査に使うということでもあります。

○記者 最後にもう一点だけ、先程も森下さんのブリーフにあったんですけれども、最終的には意見聴取会的なもの、検討チームと言うのか分かりませんが、そういうところで専門家の意見を聞きながら、審査を行うと思うんですけれども、審査を行う委員、外部専門家の選考はどういう人を選ぶのか。過去に高経年化というものに関しての意見聴取会で委員を務めたような人というのは、いわゆる島崎検討チームのように、基本的に御

遠慮いただくとか、そういうお考えはあるのでしょうか。

○田中委員長 今、私どもが決めている選考の基準から外れる方を選ぶことはないです。それはそういうことを踏襲したいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 次の方、ミヤジマさん、どうぞ。

○記者 月刊誌FACTAのミヤジマです。

先週金曜日の更田先生のところの検討会で、1F（福島第一原子力発電所）の停電については深い議論があって、その後、東京電力から原子力安全改革プランというものが出来てまいりました。ここには事故経験を踏まえて、いくつか新しい取組があると見ておりますが、こうした東電の改革プランについて、委員長としては、評価をするのか。どのような感想をお持ちですか。方向性ということなんですけれども、どうお考えになっているのか伺いたいです。

○田中委員長 今後、安全確保とか廃止措置をするに当たって、配慮しなければいけないことについて、東電が独自にいろんな体制を整えていくということは、歓迎すべきことだと思います。そういうことも踏まえながら、私どもの役割としての監視とか、そういうことに手を抜くとか、そういうことはないと思いますし、抜いてはいけないことです。逆に言うと、事業者自身が安全確保に向かって体制を整えるというのは、原則として、非常にいいことだと思います。

○記者 これからについて、もう一点だけ伺いたいんですが、東電の側は、緊急時の組織ということで、インシデント・コマンド・システムというんでしょうか、これも米国出羽の守ではないんですけれども、有事についての米国の組織の使い方、フォーメーションを学ぶということを出ししております。これがうまくワークするかどうか分かりませんが、東電以外の他の原子力発電所を持つ電力会社にも、緊急時の対応というのは必要だと思うし、同じように、規制当局も有事の時にどうするんだということについて、海外の知見も含めて必要なのではないかと思うんですが、インシデント・コマンド・システムも含めて、緊急時の組織の在り方について、田中委員長はどんなお考えをお持ちなのか。規制庁の組織も含めて、どういうふうにお考えになっているのか、一般論で結構なんですけれども、伺いたいです。

○田中委員長 緊急時の私どもの対応については、なかなか皆さんには見えないかもしれないけれども、相当準備はしています。よく米国とか海外の事例を学ぶとあって、学ぶのはいいんですけれども、そのまま持ってきたら、うまく機能するかというと、そんなこともないんです。やはり自分たちの頭で、特に今回みたいに、福島の事故を起こしたという経験を踏まえて、どうあるべきか、どうあったらいいのかということ自分たちでよく検討しています。先程も議論が出たけれども、日本人は何でもそうなんだけれども、アメリカがこうやっているから、それを持ってきたらいいのではないかという、自

分の頭でそしゃくして考えてやるという習慣に若干欠けているので、私はそういうことではだめだということをいつもいろんな面で申し上げています。ですから、外国の話もよく聞けばいい。だけれども、判断は自分の頭でちゃんとする、そういうふうになりたいと思っています。

○記者 そのとおりだと思いますので、早い段階で、検討している内容、規制委員会として緊急時はどういうふうになっているんだということを、是非国民に向けて御説明いただきたい。独自、日本流のものをしていただきたい。それが見えないから、不安なわけです。是非よろしく願いいたします。

○田中委員長 国のレベルとか、地方のレベルとか、いろんなところであると思いますので、できるだけ、そういう方向で見えるようにしていきたいと思います。

○司会 次はヤマダさん、どうぞ。

○記者 電気新聞のヤマダです。

先程東京新聞の方の質疑の中で、意見聴取会みたいなものを作った時にということに対する御回答で、我々が決めている選考の基準から外れる人は選ばないとおっしゃいましたけれども、これは過去に高経年化技術評価の意見聴取会に加わった人は外すということですか。

○田中委員長 誰がどういうことかということで、それを聞いたから外すとか、外さないとか、そういう基準は決めていないと思います。

○記者 破碎帯調査の調査団みたいな感じで、過去に関わった人を外すということではないということですか。

○森本次長 次長の森本です。補足させていただきます。今、委員長からお話がありましたのは、基準策定の際のルールとして、規制委員会として定めたものがありますので、その話でございます。ただ、今、審査に関しては、これからでございますので、どういう体制でやるかも含めて、今後の検討課題だと考えています。

○司会 他にいらっしゃいますか。オカダさん、どうぞ。

○記者 NHKのオカダです。先程から出ている40年のお話なのですが、政治で最初に決まった40年という線引きで1回延長20年ということなのですが、それ以外の点で、明確に、規制委員会だからこうだというところが少しぼんやりしているような気が私はするのですが、例えば、特別点検を導入した狙いを改めて委員長の口からお聞かせ願えませんか。

○田中委員長 人間で言えば、年を取った人を大目に見てと、前にも言いましたけれども、要するに、リスペクトするという意味も含めて、優しいというのがありますけれども、こういったものについては、古くなればなるほど、きちっとした点検が要るでしょうということですね。

さっきの圧力容器の胴体部のあれも、普通の計算から言うと、中性子照射脆化が起こるような照射量には到達しないのだけれども、よく言われるように、応力腐食割れというものと照射が絡まってくると、材料にいろいろな傷ができたということがありますので、そういったことを含めて、やはり40年のところではきちっと、今後どのぐらい大丈夫なのかというのを見極めるということが特別点検の大きな目的だと思います。

○記者 そうすると、40年という線引きがあって以降のところと、以前のところと、今回からの制度というのは、一番売りというか、制度としての違いというのは、委員長としてはどこだと思いますか。

○田中委員長 どういう意味かな。

○記者 これまでの制度との。

○田中委員長 これまでは、要するに、バックフィットという制度がもともと入っていませんので、そこが1つ違いますね。それから、今までは30年経つと、ペリオディックレビューというのがあるって、10年ごとにやっていたのですね。高経年化を中心として。そうではなくて、今度は40年の段階で、ある意味では徹底的に、本当に新しい基準に適合しているかどうかということを見るわけですね。なおかつ、老化現象というのも本当に大丈夫なのかというのをよく見るという意味では、かなり違ったものになっていると思います、実質は。

○記者 分かりました。

あと、別の話なのですが、福島第一原発の中に川内博史氏が何度か入っていると思うのですが、これについて、特定原子力施設に指定して監視する立場として、どういうふうにとらえていらっしゃるのでしょうか。

○田中委員長 川内さんて、元議員のですか。何とも言いようがないですね。私は何も関係していないので、東電と川内さんの間の何かがあって見に行かれていますよね。

○記者 その意味では、3月27日の委員会の時にも、廃炉作業とか、個別論点に関する機器等に影響を及ぼし得る場合には、作業内容の事前聴取とか、必要な記録の作成とか、事故分析に影響が出ないようにすることが重要だという中で、こういった形で入っているということについては、どういうふうにとらえていますか。

○田中委員長 中に入って何をしてきたか分かりませんが、ちょっと行って出てきただけでも相当量の被ばく量になっているということですが、私も前から申し上げているのは、事故分析というのは、現場の状況もあるし、いろいろな視点から見ていかなければいけないので、これは一応、メンバーも決めて、ようやくこれからということですが、頭の中ではこういうことが問題だというのは相当詰めてはいるのですが、今、川内さんが入ったから事故現場の保存ができないとか、そういうことにはなっていないと思います。

○記者 あと一つ、それに関して、委員長は常々、無用な被ばくをさせることは好ましくないとおっしゃっていると思うのですが、委員会での検討の中でも、現場調査に

については、放射線量等の制約条件も踏まえつつ、有効な調査を考えた上で必要な調査を行うという規制委員会の方針だと思うのですけれども、それとは全く違うと思いますし、同行して、クリアしているとはいえ、無用に被ばくすることにつながることはないかなと思うのですね。要するに、いくら基準をクリアしていても、何か好き放題入れてしまうようなイメージもありますし、そこについて、規制委員会として、特定原子力施設を監視していくという立場で、これはどういうふうに対処していく、もしくは手だてをとるといふ考えはありますでしょうか。

○田中委員長 個人が事業者と話をしている分というのは、一般の人の立ち入りだと、多分、難しいので、何か特別のことをやっていると聞いていますけれども、一般論としては、それをやったからどうということではないのだろうと。何か新しい知見が得られるかどうか、私は分かりません。分かりませんが、お付き合いする東京電力の人も含めて、意味のない被ばくをするようなことはしない方がいいと思います。

○記者 それに何か手だてを打つということはないですか。

○田中委員長 手だてを打ちようがないですね。個人の問題だから。

○司会 では、他に。では、ニイさん。

○記者 共同通信のニイと申します。ざっくりばらんな話で、今日、安全基準と規制基準の用語の変更というか、見直しがありましたけれども、こういうのは保安院とか、エネ庁（資源エネルギー庁）・安全委員会（原子力安全委員会）とかを見ても、過去、なかなか例がなかったことで、別にほめるわけではないのですが、規制委の柔軟さを示すものと思うのですけれども、今すぐではないにせよ、他にも分かりにくい用語とかがあると思うのです。例えば、高経年化にしても、なかなか一般の方には分かってもらえないと思うのですよ。私も、1Fの事故前は、高経年化を自分なりに言いかえて、高齢化とか、老朽化という表現をしたら、電力からクレームが来たりして困った記憶があるのですけれども、すぐにではなくて、長期的に、規制委として、今、使っている用語をもっと一般の方に分かりやすく言いかえるとか、見直すというお考えはありませんか。

○田中委員長 今回「安全」を「規制」という言葉に置きかえたということについては、私もその方がいいかと思ったし、そういう御指摘もありましたから、そうしましたし、1Fの告示、規制の名前も変えましたし、それなりに私どもが納得できて、その方がいいと思うのは、別にそこに余りこだわる必要はないなと思っています。

ただ、今の高経年化と老朽化というのは、もう少し違った議論があるかもしれませんが、一言で言えば、そういうことで変なこだわりは持たないで、できるだけ皆さんに分かりやすく、かつ支障のない、法律上も問題がないような、そういうふうにしていきたいと思っています。

○司会（佐藤政策評価・広聴広報課長） 広報課長として一言補足させていただきますと、用語そのものもありますし、広報課としては、法律用語というのはなかなか変えにくい

ところがある中で、できるだけそういうのを解説できるような、例えば、Q&A集とかを作っていくとか、そういうことの工夫もやって、なるべく理解を深めていただきたいとは思っております。

○記者 趣旨は十分に分かっています。今の質問は単に思いつきで、さっき委員長が、なおかつ老化現象を見るというふうな発言があったので、個人的には、なかなか思い切った、分かりやすい発言と思ったので、あえて質問したまでです。

○司会 それでは、他に。どうぞ。

○記者 東京新聞のオノザワと申します。先週なのですけれども、自民党の会合に規制庁の幹部が呼ばれて、日本原電がいる中で、敦賀原発の断層調査の不備というか、不満というのを政治家の方が指摘されたという会合がありました。それでちょっと委員長にお伺いしたいのですけれども、政治が被規制者の不満を代弁するようなことについて、率直にどう思われているか。このような場でも、やはり説明しに行かなくてはいけないとお思いですか。

○森本次長 原子力規制庁次長の森本でございます。

今、御指摘のあった自民党の会議には私が出ておりました。あの会議で、規制委員会の活動というものを事務的に報告をする、それに対して質問があるということについては、規制委員会は独立はしておりますけれども、やはり説明を果たすという意味では重要なことだろうと思います。そういう意味で、あの会議はそういう場でありまして、決して先程おっしゃったような形のものではないと考えております。

○記者 委員長にお伺いしたいのですけれども、独立性の高い三条委員会ということなのですけれども、いろいろな思惑とかがあって、いろいろな声もあるとは思いますが、政治家が被規制者の不満を話すようなことで、こういう事態がたびたび重なってくると、独立性が危うくなってくるとは思いませんかという懸念もあるのですが、そこら辺はどう担保していこうと思われていますか。

○田中委員長 私自身は、そういった、いろいろなことに対して、我々の判断は左右されないでいくということは堅持したいと思っています。ただ、今日もたくさんのメディアの方がいますけれども、いろいろな方法で、いろいろなことを言ってくる方がいっぱいいますね。右から左から、上から下から。でも、それは皆さんがきちっと見ていた、だくのが一番いいのだと思います。

○記者 では、あくまでも規制委員会としての判断に、いろいろ意見は聞くと再三おっしゃっていますけれども、ピアレビューとかもそうでしたけれども、最終的な判断については、そういうものには一切左右されないという姿勢はそのままということですか。

○田中委員長 説明はするけれども、最終的な判断の責任は原子力規制委員会が持っているということだと、そういうふうに御理解いただきたいと思います。ですから、一番困るのは、私たちが今、判断のベースになる科学的な調査とか、いろいろな科学的な議論

をしている時に、手続論とか、入り口論の議論で結構いろいろなことをおっしゃる方がいるのだけれども、それが日本の一番いけない、非科学性なのですね。だから、安全目標の議論でもそうなのだけれども、どっちの側にもそういう傾向があるのだけれども、そこを乗り越えるように、皆さんも計らっていただかないと、これは一原子力だけの問題ではないと思います。余分なことを申し上げますけれども。

○記者 分かりました。

あと、別件で1つ確認させてください。今日、規制基準に変更すると委員会の会合でおっしゃいましたけれども、これは、今やっている安全基準という基準の文書の名前だったり、検討チームの名前も変えるのですか。

○田中委員長 検討チームの名前はどうか分からないけれども、法律上のそういうところはみんな変わる。

○記者 法律上も。

○森本次長 次長の森本ですが、基本的に今まで安全基準と使っていたものは規制基準に全部変えていくということであります。ただ、法律上の規定もそうなってれば、厳密に言うと、そういう規定にはなっていないように思いますが、基本的にそういう言葉に切りかえていくということであろうかと思えます。検討会の名前を変えるかどうかは検討させていただければと思います。

○記者 分かりました。

○司会 よろしいですか。では、クボタさん。

○記者 西日本新聞のクボタです。先程の自民党の部会での御説明について、関連でお伺いしたいのですが、規制委のクレディビリティとか、組織としての有り様について、かなり厳しい意見が議員の皆さんから寄せられたのですけれども、その意見について、先程次長は、あくまでも規制委の活動を事務的に報告する場であるというふうに御説明されましたが、そこでの議員の意見を受けて、委員長なりに、例えば、共有をしたりとか、こういう意見があったというふうに、どういうふうにそれを組織として活用というか、次のステージに持っていくというようなことは、どうされるのでしょうか、今後。

○森本次長 規制庁次長の森本ですけれども、先程ちょっと説明をはしょってしまいましたけれども、もとより規制委員会は独立性を持って仕事をしていただくということでありますが、同時に、いろいろな人の声に耳を傾けるという面があろうかと思います。いわゆる謙虚にやるという面はあろうかと思います。そういう意味で、科学的にやるという大前提のもとに、有用な意見については、しっかりと規制委員会の委員の方にもお伝えをして共有していただくということで考えております。また、自民党でのあの議論についても、きちっと各委員に御報告はさせていただいています。

○記者 委員長に重ねてお伺いして恐縮なのですが、先日の自民党の先生方の議論

は、委員長が先程おっしゃった入り口論だとか、そういった評価というか、受けとめはどういうふうに委員長としてはお思いなのでしょう。

○田中委員長 評価は、いろいろな意見があるというのは、別に自民党に限らないで、私もこのところ国会にしょっちゅう呼ばれて、いろいろな御質問を受けているわけですから、いろいろな意見があるなというのは承知しています。だから、ただ淡々と受けています。だから、先程の繰り返しですけれども、ジャッジは、そういうことについては余りとらわれないようにするという事は肝に銘じていますけれども、基本的にはそういう受けとめ方です。多分、おっしゃる方も、おっしゃるなりの、別の理由があって言っているのだらうと思います。

○司会 よろしいですか。他にございますか。では、マツイさん。

○記者 テレビ朝日のマツイです。高経年化で1点だけ、基本的な確認なのですが、基準などはこれから詰めるという話なのですけれども、大前提として、検査は誰がやるかというのは、これは変わらないのですか。

○田中委員長 検査は規制庁職員がやるのだと思います。規制庁職員とか、JNESの人。検査、審査。

○記者 事業者が最初にやるのではない。

○森下安全規制調整官 特別点検のことをおっしゃっているのですか。

○記者 そうです。

○森下安全規制調整官 PWR課の森下です。検査と言われれば、法律上国がやるのですけれども、委員長はその趣旨で答えられたと思うのですけれども、特別点検を誰がやるのかという質問であるならば、これは事業者にそれを課すというものであります。

○記者 つまり、一義的には、必ず事業者がまずやり、上がってきたものを。

○森下安全規制調整官 それを評価書を本庁で受け取って、それを我々が審査をするということになります。

○記者 規制庁職員が現場に行きやることはないということなのですか。

○森下安全規制調整官 詳細はこれから考えるところはありますけれども、もちろん、審査の過程で、これまでもそうですけれども、高経年化の時でも、見なければ分からないところは見に行ったりしていましたので、おそらく、それを変える必要はないと思っているのですけれども、やり方についてはこれから詰めるところなので、今の時点では、これから検討するという事にとどまります。

○記者 聞きたかった趣旨としては、これまでも基本的には事業者がやるものをやるというパターンだったのですが、そういうところにおいて、考え方を根本的に変えるやり方の意識があるのかという意味合いだったのですが。

○森下安全規制調整官 いえ、あくまでも、自らのプラントの状態は、まず事業者が自らきちんと見て判断をすると、そこは全く変わりません。

○記者 分かりました。

あと、私、午前中の会議にちゃんと出られていないので、「安全」を「規制」と変えるとなったのですが、安全目標に関しては規制目標という名前になるわけではないということによろしいのですか。これは全く別のものと。

○田中委員長 そうです。そのとおりです。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 他にございますか。では、最後、オカダさん。

○記者 毎日新聞のオカダです。40年の運転制限についてなのですけども、今、37歳以上の原発が7基あるかと思うのですけれども、それらについては、申請を施行後1年9カ月から2年の間の3カ月の間に出さなければいけないと書いてあるのですけれども、仮に7機全部出してきたとすると、7機を3カ月間で審査することになると思うのですけれども、これは可能だと考えているのですか。それとも体制を今後拡充しなければいけないと考えているのでしょうか。

○森下安全規制調整官 実際にそのような状況になるかどうかというのは、施行した後の事業者の状況を見て、こちらも体制を考えるということになると思います。今日御説明しましたように、申請に当たっては、その前に、まずバックフィットへの適合、当然その動きが見えるはずですし、それから、さらに40年の制度にチャレンジする場合には、出す前に特別点検という点検をするという作業がありますので、そのようなところが見えてくれば、我々の方も、どのぐらいの体制を組めばいいのかというのが見極めできると思いますので、そういうことになると思います。現時点ではちょっと見通せないという状況です。

○記者 委員長に、その辺の、どういう状況になるかというのをお聞きしたいのですけれども、バックフィットも達成をしなければいけない、それプラス高経年化も達成しなければいけないとなると、時間的に、タイムスケジュール的にも厳しいと思うのですけれども、1年9カ月後の申請までにバックフィットの工事も並行してやらなければいけないわけで、再稼動を申請してきそうなところが若い原発でもたくさんある中で、どういう状況になると考えているかというのを、ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○田中委員長 余り予測するのは、今、私は避けますけれども、大体、オカダさんが想像しているとおりにだと思います。大体、皆さん、想像の範囲ではないでしょうかね。

○司会 よろしいですか。

○記者 もう少し。可能な範囲で。つまり、委員長としては、すごく厳しいと考えているということによろしいのですか。

○田中委員長 昨年、国会でも聞かれて、40年というのは、ある意味ではいろいろな節目になりますので、今回は特に、そう簡単ではないと思います。実際に新基準に照らしてみても、40年できちっとあれを全部クリアしていくとなると、それはそれなりの時間と

お金とかかると思いますので、その辺は適宜事業者が判断するのではないかと思います。

○記者 事業者にそういう判断を促すきっかけになるかもしれないですね。

○田中委員長 それは私が言わなくても、多分、事業者は、お財布を見たり、いろいろなことを考えながら判断されるのでしょうかね。

○司会 よろしいですか。では、以上で本日の会見を終わりたいと思います。どうも御苦労様でした。

—了—